

人事院指令一―一

各省各庁の長  
各行政執行法人の長

令和元年人事院指令一四―一（令和元年台風第十九号の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の廃止について

1 令和元年人事院指令一四―一（令和元年台風第十九号の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）は、廃止する。

2 この指令は、令和二年二月一日から施行する。

令和二年一月三十一日

人事院総裁 一宮 なほみ